

建築士法第 24 条の 7 に基づく重要事項説明

建築士法第 24 条の 7 に基づき、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する必要の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

1. 対象となる業務

建築士法上の設計又は工事監理を受託する業務

2. 必要事項

- ① 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- ② 建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
- ③ 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ④ 設計受託契約にあっては、作成する設計図書の種類
- ⑤ 工事監理受託契約にあっては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- ⑥ 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
- ⑦ 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- ⑧ 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ⑨ 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- ⑩ 報酬の額及び支払の時期
- ⑪ 契約の解除に関する事項

3. 市への説明等

受注予定者は、あらかじめ「重要事項説明書」を作成し、その内容について、雇用している建築士に説明をさせる。「重要事項説明書」の説明及び提出は、契約締結前に業務担当課へ行うものとする。なお、説明を行う建築士は、自らの建築士免許書等を提示しこれを行わなければならない。

4. 重要事項説明についての留意事項

建築士法第 24 条の 7 の規定について違反行為があった場合には、建築士事務所の開設者や説明を行った建築士は処分の対象となる。